

長崎県浄化槽事務取扱要領

制定	昭和 61 年 3 月 4 日
改正	平成 2 年 3 月 26 日
	平成 10 年 10 月 29 日
	平成 14 年 4 月 19 日
	平成 18 年 1 月 30 日
	平成 27 年 3 月 31 日
	平成 31 年 1 月 28 日
令和	2 年 2 月 18 日
令和	3 年 3 月 18 日

第1 趣旨

この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定により、長崎県内（保健所設置市を除く。）に設置された、若しくは今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置場所等

設置場所は、次によること。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する区域内においては、設置してはならない。
- (2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから 5 m 以上離すこと。
- (3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の屋内には、設置してはならない。
 - イ. 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ 2 m 以上）を確保すること。
 - ロ. スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。
 - ハ. 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。
- (4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき 1 基とする。ただし、これによることが著しく困難である場合、若しくは公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号）の規定に基づき、複数戸に 1 基の浄化槽を設置する場合はこの限りではない。

第3 放流先

放流先は、次によること。

- (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。
- (2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。
- (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
- (4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。

第4 設置手続

1. 設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して保健所長へ提出するものとする。ただし、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下「確認申請等」という。）を要する場合は本取扱要領第4の3、浄化槽法第12条の5第4項に基づき設置計画の協議（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）を行う場合は第4の4のとおりとする。

なお、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課へ提出するものとする。

イ. 浄化槽構造図

ロ. 処理対象人員算定書

ハ. 建物の周辺図、配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）

二. 排水管図

ホ. 設計計算書

ヘ. 処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。）

ト. 設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類

チ. 個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書

リ. 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類

ヌ. 法定検査依頼書（様式第2号）

ル. 誓約及び承諾書（様式第3号）

ヲ. 浄化槽法第13条第1項又は同条第2項の規定により型式の認定を受けた浄化槽にあっては、認定書（浄化槽法第16条による更新を受けたものはその認定書）の写し及び建築基準法第68条の10第1項の規定に基づく型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写しを添付することにより、前述のイ、ホ、ヘ、トの書類を省くことができる。

ワ. 別に定める「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱要領」に基づき算定人員を減じる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い」（別紙1）

カ. その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類

2. 届出書の審査及び受理書の交付

届出書の審査及び受理書の交付は、次によること。ただし、確認申請等を伴う場合は第4の3のとおりとする。

イ. 前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

ロ. 保健所長は、提出された届出書1部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

ハ. 保健所長は、提出された届出書（第4の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を速やかに市町長へ送付するものとする。

ニ. 市町長は、必要があると認められるときは前号の届出書の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。

ホ. 保健所長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

ヘ. 特定行政庁は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、淨

化槽変更・廃止命令書（様式第5号）により、行うものとする。

- ト. 保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。
- チ. 保健所長は、提出された届出書（第4の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）へ送付するものとする。

3. 確認申請等を要する場合

確認申請等を要する場合は、次によること。

- イ. 確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。
- ロ. 建築主事又は指定確認検査機関は、提出された届出書3部を速やかに保健所長へ送付するものとする。
- ハ. 保健所長は必要があると認めるときは、前号の届出書の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

4. 設置計画の協議を行う場合

設置計画の協議を行う場合は、次によること。

- イ. 1の届出書を保健所長へ提出をするものとする。このとき、届出書は「浄化槽設置届出書」を「公共浄化槽設置計画協議書」又は「浄化槽変更届出書」を「公共浄化槽変更計画協議書」、「浄化槽法第5条第1項」を「浄化槽法第12条の5第4項」と書き換えて使用すること。なお、市町が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設を設置する場合には、当該施設の概要を説明した文書を添付すること。
- ロ. 保健所長は、提出された協議書1部を速やかに特定行政庁へ送付するものとする。
- ハ. 特定行政庁は、ロの規定により保健所長から送付のあった協議書について、その設置計画が適当であると認めた場合は、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第6号の2）を交付するものとする。
- ニ. 保健所長は、設置計画が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第6号の2）を交付するものとする。
- ホ. 保健所長は、提出された協議書1部を浄化槽協会へ送付するものとする。

（届出書の提出部数）

届出の種別	届出先	届出書の宛名及び提出部数
浄化槽法第5条第1項の届出	保健所	知事宛 4部
浄化槽法第12条の5第4項の協議	保健所	知事宛 3部
建築基準法第6条第1項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事宛 5部
建築基準法第6条の2第1項の届出	指定確認検査機関	知事宛 5部

第5 浄化槽の工事完了及び使用開始の報告

1. 工事完了及び使用開始の報告

浄化槽法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告は、様式第7号により保健所長へ2部提出するものとし、浄化槽管理者は、これと併せ工事完了についても同様式により報告するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のチと同様に処理するものとする。

2. 工事の検査

保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うものとし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

第6 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等

1. 浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告は、様式第8号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

2. 浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告は、様式第9号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

3. 浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽法第11条の3の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第1号の3（以下「環境省施行規則様式第1号の3」という。）により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

4. 浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽の使用休止に関する浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号により保健所長へ3部提出するものとする。また、浄化槽の使用再開に関する浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号の2により保健所長へ3部提出するものとする。環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号及び様式第1号の2の記載方法及び添付書類については、後に示す各様式に記載の補足事項のとおりとする。

保健所長は、提出された届出書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

保健所長は、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽について、保健所長の権限によりみなし休止とすることができます。

第7 その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第6の1、2及び4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、設置者又は浄化槽管理者は、次表1のロ、ニ、トにあっては事前に届出書を提出しなければならない。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

1. 確認申請等を伴わない場合

(ただし、下記表中の変更事項イについては確認申請等を伴う場合を含む。)

変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 净化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	净化槽届出事項変更届出書 (様式第10号)	保健所長	3部
ロ. 放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	净化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) 放流経路を朱書きした見取図 その他必要な書類	保健所長	3部
ハ. 既設净化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	净化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式1号の3)	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部
ニ. 既設净化槽の一部を改造する場合 (処理能力の10%未満の変更)	変更届	净化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) 新、旧構造図(改造部分を明らかにする構造図)その他必要な書類	保健所長	3部
ホ. 净化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	净化槽取り下げ届出書(様式第11号)	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部
ヘ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	净化槽取り下げ届出書(様式第11号)	保健所長	3部
ト. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の净化槽で処理できる場合	変更届	净化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	保健所長	3部
チ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の净化槽で処理できない場合	廃止届	净化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部

2. 確認申請等を伴う場合

(提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認機関に提出すること。)

変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) 放流経路を朱書きした見取図 その他必要な書類	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	確認を要しない 軽微な変更届	建築基準法施行細則様式第8号(第25条の2関係)又は指定確認検査機関が業務規定等で定める様式(以下「規則・業務規定等様式」という。)		2部
ロ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照		
ハ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照		
ニ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	確認を要しない 軽微な変更届	規則・業務規定等様式		2部
ホ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) 建物の平面図、人員算定表、 その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
ヘ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照		
ト. 告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第10号) その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事 又は指定 確認検査 機関	5部(うち3部は 保健所へ 送付)
	確認を要しない 軽微な変更届	規則・業務規定等様式		2部

備考: ハの変更にあっては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要となる場合がある。

第8 淨化槽の保守点検及び清掃の記録

1. 淨化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（様式第12号、第12号の2及び第12号の3）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票（様式第13号及び第13号の2）による他、環境省環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準に適合する内容の保守点検記録票、環境省環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に適合する内容の清掃記録票によるものとする。
2. 淨化槽の保守点検及び清掃の時期、記録方法、記録の保存方法及び記録の保存期間等にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則第5条を遵守すること。

第9 設置後等及び定期の水質検査の報告

浄化槽協会は、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項に規定する電磁的方法により保健所長あて行うものとする。

第10 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

1. 保健所長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第14号）により行うものとする。
2. 保健所長は、浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第15号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第16号）により行うものとする。

附則（平成31年1月28日一部改正）

この要領は平成31年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。

附則（令和2年2月18日一部改正）

この要領は令和2年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。

附則（令和3年3月18日一部改正）

この要領は令和3年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。ただし、様式（様式第6号の2を除く）の改正については令和2年12月23日から適用する。

様式第1号

淨化槽構造審査願

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽を下記のとおり設置したいので、構造について審査願います。

記

1. 処理方式		
2. 構造基準の区分	建設省告示第	号 第
3. 処理対象人員		
4. 処理能力	人槽	m^3 / 日
5. 設置場所		
6. 設置対象建築物名称及び建築用途		
7. 設計者住所及び氏名	TEL	
8. 浄化槽工事業者住所及び氏名	TEL	

[添付書類（下記の順のとおり添付すること）]

1. 処理対象人員算定書及び汚水量算定書
2. 構造計算書
3. 敷地の案内図、建物配置図（浄化槽の位置及び放流先を記載）及び平面図
4. 処理工程書（フロー図）
5. 浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
6. その他知事が必要と認める書類

法 定 檢 查 依 賴 書

年 月 日

長崎県知事指定検査機関

一般財団法人長崎県浄化槽協会理事長 様
(長崎県知事経由)

依頼者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

TEI

浄化槽法第7条（使用開始3か月後検査）及び第11条（毎年1回の定期検査）の規定により、私が設置（管理）する浄化槽の法定検査を受けたいので依頼します。

1. 設置場所	
2. 処理対象人員	人
3. 記載の省略	<p>設置届出書又は管理者変更報告書と同時に提出し、設置届出書と記載内容 が同一の場合は4～9は省略できます。</p> <p>イ. 別添の設置届出書若しくは管理者変更報告書と同時提出で、かつ設置届 書の内容と同一のため4～9は省略</p> <p>ロ. 上記イ以外のため下記のとおり記載</p>
4. 建築物の用途 及び延べ面積	m^2
5. 汚水の性状	<p>イ. 日平均汚水量 $m^3/\text{日}$</p> <p>ロ. BOD除去率 %</p> <p>ハ. 放流水のBOD mg/ℓ</p>
6. 处理能力	
7. 放流先	<p>①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透</p> <p>⑥その他 ()</p>
8. 施工業者	
9. 使用開始 予定期日	年 月 日
10. 檢査手数料	<p>イ. 当日現金払い</p> <p>ロ. 請求書がほしい</p>

誓 約 及 び 承 諾 書

年 月 日

長崎県知事 様

設置者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

私が浄化槽の設置届を提出するにあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

1. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決します。
2. 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検業者に、清掃については清掃業者に委託いたします。
3. 浄化槽法第57条の規定により知事が指定した検査機関（以下、「指定検査機関」という。）が行う、同法第7条に規定される検査（浄化槽の使用開始3か月後の法定検査）及び同法第11条に規定される検査（1年ごとの定期的な法定検査）を受けます。
4. 法定検査を受けるため、浄化槽設置届出書をはじめとする当該浄化槽の各種届出書及び報告書の副本が、関係行政機関から指定検査機関へ送付されることを承諾します。
5. 上記のほか、関係法規を遵守します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第
年
月
日
号

淨化槽改善勧告書

住所

氏名 様

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

保健所長 印

浄化槽法第5条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の
の計画について改善するよう
勧告します。

設置場所			
設置者又は 管理者氏名		設置又は変更届 受 理 番 号	
処理方式		処理対象人員	
型 式			
改善内容			
勧告理由			

第
年
月
日
号

淨化槽変更・廃止命令書

住所

氏名 様

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

特定行政庁

印

淨化槽法第5条第3項の規定により、次のとおり淨化槽設置計画の変更、廃止を命令する。

設置場所			
設置者又は管理者氏名		設置又は変更届 受理番号	
処理方式		処理対象人員	
型式			
命令内容			
命令理由			

- 1 この処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となる。)提起することができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

設 置

淨 化 槽

届 受 理 書

変 更

第 年 月 日
号

様

保健所長

印

設置

年 月 日 下記の浄化槽 届を受理しました。

変更

記

設置場所		
建築物の用途		
建築物の 延べ面積	m^2	
処理方式		
浄化槽の規模	人槽	m^3 / 日
浄化槽の種類	型式認定浄化槽 (名称 認定番号) その他	

【備考】

- ① 受理された日から21日（浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日間）の期間を経過した後でなければ当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。
- ② 誓約事項を遵守すること。
- ③ 届出事項に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
- ④ 使用開始の日から30日以内に浄化槽工事完了及び使用開始報告書を提出すること。

設 置

浄化槽 計画同意書

変 更

第 年 月 号
年 月 日

様

保健所長

印

特定行政庁

設置

年 月 日 下記の浄化槽 計画協議書に同意しました。
変更

記

設置場所			
建築物の用途			
建築物の 延べ面積	m ²		
処理方式			
浄化槽の規模	人槽	m ³ / 日	
浄化槽の種類	型式認定浄化槽 (名称 認定番号) その他		
【備考】 ① 誓約事項を遵守すること。 ② 届出事項に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。 ③ 使用開始の日から30日以内に浄化槽工事完了及び使用開始報告書を提出すること。			

浄化槽工事完了及び使用開始報告書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、工事完了の報告と併せて
次のとおり報告します。

淨化槽の規模	
設置場所	
設置の届出の年月日	年 月 日
最終工事検査年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
浄化槽事業者	住所 氏名 電話番号
技術管理者の氏名 (501人槽以上の場合)	
添付書類	1 501人槽以上の場合は、技術管理者の資格を証明する書類(写) 2 保守点検及び清掃を委託する場合にあっては、保守点検及び清掃の委託 契約書(写) 3 使用開始前の保守点検記録票(写)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

浄化槽技術管理者変更報告書

年　月　日

保健所長様

浄化槽管理者住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽の技術管理者に変更があったので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所	
変更後の技術 管理者の氏名	
変更年月日	年　月　日
添付書類	変更後の技術管理者の資格を証明する書類(写)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

浄化槽管理者変更報告書

年　　月　　日

保健所長様

浄化槽管理者住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽の管理者に変更があったので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所	
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
変更年月日	年　　月　　日
ただし書きによる緩和措置適用の有無	※下記の□のいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ただし書きによる緩和措置を適用しています <input type="checkbox"/> ただし書きによる緩和措置を適用していません
添付書類	1 法定検査依頼書(様式第2号) 2 誓約及び承諾書(様式第3号)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

淨化槽届出事項変更届出書

年 月 日

保健所長様

浄化槽管理者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

受理年月日	年 月 日		
受理番号	第 号		
設置場所			
浄化槽の種類			
変更工事着工予定年月日	年 月 日		
変更後の使用開始予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
変更内容	事項	変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

浄化槽取り下げ届出書

年 月 日

様

浄化槽管理者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
設 置 場 所	
浄 化 槽 の 種 類	
取 り 下 げ の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号

浄化槽保守点検記録票 (50人槽以下)

施設名称	浄化槽のメーカー・型式			
建築物用途	処理方式			
浄化槽管理者(設置者)	保守点検業者			
浄化槽管理者(設置者)ふりがな	会社住所			
浄化槽管理者(設置者)住所	担当者			
浄化槽管理者(設置者)電話番号	会社電話番号			
前回の点検日時 年 月 日 時	8 各単位装置共通			
点検日時 年 月 日 時	衛生害虫の発生状況	一次・二次	越流せきの水平・固定状況	
前回の清掃日 年 月 日	臭気の発生状況	一次・二次	スカムの蓄積状況 cm	
処理対象人員 人槽	槽内のオーバーフロー	一次・二次	汚泥の蓄積状況 cm	
1 使用の状況	水位上昇の痕跡	一次・二次	12-1 沈殿槽	
人員比(BOD負荷)	短絡水流の形成	一次・二次	スカムの蓄積状況 cm	
日平均汚水量 (水道メータ等から: m ³ /日)	読み値 m ³	内部設備の変形・破損	一次・二次	汚泥の蓄積状況 cm
流入の状況	計算結果 m ³ /日	隔壁の漏水	一次・二次	13 消毒槽
2 船体・スラブ・マンホール	→備考	9-1 一次処理装置共通 第1室	スカム・堆積汚泥の蓄積状況	
マンホール等の破損状況		スカムの蓄積状況 cm	消毒剤の状況(漏滴・閉塞等)	
スラブの変形・破損等		汚泥の蓄積状況 cm	消毒剤の接触・調整状況	
船体の変形・破損		移流口等の状況	消毒剤の消費状況・補充量 kg	
荷重の状況		9-2 一次処理装置共通 第2室以降	14-1 水質	
船体の浮上・沈下の状況		スカムの蓄積状況 cm	好気性生物反応槽内DO(mg/L) mg/L	
漏水の状況		汚泥の蓄積状況 cm	生物反応槽のNOX-N(+・-・mg/L) mg/L	
船体の水平の狂い		移流口等の状況 調整	処理水のpH	
マンホールからの雨水・土砂の混入		10 好気性生物反応槽共通	槽内水温(℃) ℃	
3 管渠	→異常部位	ばっ氣攪拌の状況	→ばっ氣量	一次処理流出水透視度 cm
管渠の誤接合		空気配管等(閉塞・破損)		二次処理流出水の外観 透視度 cm
管渠の破損		微小後生動物の増殖状況	→備考	放流水残留塩素濃度(mg/L) mg/L
管渠からの雨水・地下水・土砂の流入	→異常部位	11-1 接触ばっ氣槽		処理水のNOX-N濃度(mg/L) mg/L
流入管渠の勾配不良		接触材・移流部の状況		処理水のNH4-N濃度(mg/L) mg/L
放流水管渠の勾配不良		剥離汚泥の状況		
放流水管からの逆流		生物膜の状況	逆洗無	
管渠におけるスライム等の付着状況	→異常部位	逆洗装置の作動状況	逆洗 汚泥移送	
4 プロワ・制御機器	沈殿槽汚泥引抜ポンプの設定	11-2 担体流动槽		自動制御機器の作動状況
プロワの作動状況	1回当りの作動時間(分)	担体の状況(摩耗等)		NO.1ポンプの作動状況
制御・安全機器の作動状況		担体の流動状況		NO.2ポンプの作動状況
5 空気配管(埋設管)	→・作動時刻 (:) (:)	担体の充填状況		配管及び配線(漏電等)の状況
空気配管の閉塞	(:) (:)	11-3 生物ろ過槽		スカムあるいは汚泥の蓄積状況
空気配管の破損	(:) (:)	担体の状況(摩耗等)		清掃の必要性 予定(月 m ³)
6 循環装置	調整前 L/分	ろ過装置流入部の水位	cm	早急に必要(m ³)
循環装置の作動・調整状況	調整後 L/分	逆洗装置の設定	回/日	清掃業者への連絡事項
7 流量調整装置	調整前 L/分	逆洗装置の作動状況	分/回	
流量調整装置の作動・調整状況	調整後 L/分	担体の充填状況		
消耗品、部品の交換				
消耗品及び交換部品の履歴				
所見				
<p>【異常の有無を記入する項目】 0 正常です。 1 調整しました。 2 部品の交換等の改善を行いました。 3 要観察、次回の保守点検まで様子を見ます。 4 部品の交換、修理等の改善が必要です。</p> <p>[二次処理流出水の外観] 0 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がない。 1 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がある。 2 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がない。 3 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がある。 4 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がない。 5 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がある。</p>				

年度保守点検記録票(月～ 月)

净化槽(51人槽以上)

注)記載方法が空欄の管理内容は、良・不(不良)を記入し、不(不良)の管理内容について処置が終わった場合、不一済と記入。単位(数値)が記載されている管理内容については、測定値を記入。

浄化槽清掃記録票（50人槽以下）

清掃業者	
担当者	
会社住所	
会社電話番号	
施設名称(使用者名等)	前回の清掃実施日 年 月 日
建築物用途	清掃予定日 年 月 日
浄化槽管理者(設置者)	清掃実施日 年 月 日
ふりがな	計画汚泥引抜単位装置
住 所	一次処理装置第1室 一次処理装置第2室以降 接触ばつ気槽 担体流動槽 生物ろ過槽 沈殿槽 処理水槽 消毒槽 管渠 中継ポンプ槽 流入ポンプ槽 放流ポンプ槽
(地図のページ数) ()	
電話番号	清掃対象単位装置の総容量 (m ³)
設置場所	使用車両 (バキューム車・汚泥濃縮車・汚泥脱水車)
	清掃汚泥量(搬出汚泥量) (m ³)
	槽容量に対する 清掃汚泥量 張り水量
浄化槽のメーカー・型式	中継ポンプ槽・流入ポンプ槽 % —
処理方式	一次処理装置第1室 % %
処理対象人員(人槽) 人槽	一次処理装置第2室以降 % %
計画日平均汚水量 m ³ / 日	二次処理装置 % %
設置年月日 年 月 日	放流ポンプ槽 % —
使用開始年月日 年 月 日	管渠の洗浄(方法) 無・有(水道水・高圧洗浄・その他)
中継ポンプ槽・流入ポンプ槽の有無 有・無	内部設備の変形・破損・漏水 無・変形・破損・漏水
油脂分離槽の有無 有・無	異物等の流入 有・無
放流ポンプ槽の有無 有・無	清掃汚泥の処分先
特記事項(・内部設備の変形破損の状況、全量引き抜いた場合の理由等)	
保守点検業者への連絡事項	

様式第13号の2

淨化槽清掃記録票

(51人槽以上及びみなし浄化槽)

浄化槽清掃業者氏名

TEL

設置者 等 管理者 名称			浄化槽保守 点検業者名 (浄化槽管理士)				
設置場所			引き抜き量	沈殿分離室	ばつ気室	その他	合計
				m ³	m ³	m ³	m ³
型式・人槽	型 人槽		水張量	m ³			
			搬出汚泥 の処分先	施設名 所在地			
前回清掃年月日			搬出汚泥の 処分方法	① し尿処理施設	② 下水処理場	④ その他 ()	
				③ 海洋投棄			
今回清掃年月日			活性汚泥法 等の場合	区分	清掃前	清掃後	
				単独S V 30分	%	%	
				合併S V 30分 又はM L S S	% mg/ℓ	% mg/ℓ	
特記事項 施設・設備の破損の有無							

第
年
月
日
号

勧告書

住所

氏名 様

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

保健所長

印

浄化槽法第12条第1項の規定により、浄化槽の
に関し、次のとおり勧告します。

設置場所	
管理者名	
施設名	
浄化槽の種類	単独・合併()
勧告内容	
勧告理由	

改善命令書

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽法第12条第2項の規定により、浄化槽の に関し、次のとおり改善を命ずる。

年 月 日

保健所長

印

設置場所	
管理者名	
施設名	
浄化槽の種類	単独・合併()
改善期限	年 月 日まで
改善事項	
改善を命ずる理由	

- この処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となる。)提起することができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

淨化槽使用停止命令書

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽法第12条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の使用停止を命ずる。

年　月　日

保健所長

印

設置場所	
管理者名	
施設名	
浄化槽の種類	単独・合併()
使用停止期間	年　月　日から (　日間) 年　月　日まで
使用停止を命ずる理由	

- この処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となる。)提起することができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

第
年
月
日
号

勧告書

住所

氏名 様

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

保健所長

印

浄化槽法第7条の2第2項（第12条の2第2項）の規定により、浄化槽の設置後等（定期）の水質検査に関し、次のとおり勧告します。

設置場所	
管理者名	
施設名	
浄化槽の種類	単独・合併()
勧告内容	法第 条第1項に規定する()の水質検査を受けること。 受検する期日： 年 月 日まで
勧告理由	

措置命令書

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽法第7条の2第3項（第12条の2第3項）の規定により、浄化槽の設置後等（定期）の水質検査に関し、次のとおり措置を命ずる。

年　月　日

保健所長

印

設置場所	
管理者名	
施設名	
浄化槽の種類	単独・合併()
命令の内容	法第 条第1項に規定する()の水質検査を受けること。 受検する期日： 年 月 日まで
措置を命ずる理由	

- 1 この処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）提起することができる。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

浄化槽使用休止届出書

年　　月　　日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
3 清掃の年月日	年	月	日
4 休止の予定年月日	年	月	日
5 休止の理由			
6 再開の予定年月日	年	月	日
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日		
	撤去を実施した者の氏名又は名称		
※事務処理欄			

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 4欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

- 長崎県補足事項
- 1 本届出書は管轄の保健所へ提出すること。
 - 2 届出者は浄化槽管理者とすること。
 - 3 電話番号は届出後連絡を取ることができる番号を記載すること。
 - 4 2欄について単独処理浄化槽の場合①を、合併処理浄化槽の場合②を選択すること。
 - 5 2欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。
 - 6 4欄について既に休止している場合は実際の休止年月日を記載すること。
 - 7 6欄について未定の場合はその旨記載すること。ただし、いずれの場合も1年以上使用しない見込みであること。
 - 8 休止直前に実施した浄化槽清掃記録票（写）を添付すること。

浄化槽使用再開届出書

年　　月　　日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第11条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年　　月　　日
4 再開の理由	
※事務処理欄	

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 長崎県補足事項
- 1 本届出書は管轄の保健所へ提出すること。
 - 2 届出者は浄化槽管理者とすること。
 - 3 電話番号は届出後連絡を取ることができる番号を記載すること。
 - 4 2欄について単独処理浄化槽の場合①を、合併処理浄化槽の場合②を選択すること。
 - 5 2欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。
 - 6 下記の書類を添付すること。
①使用開始前の浄化槽保守点検記録票（写）を添付すること。
②保守点検委託契約書（写）
③清掃委託契約書（写）
④浄化槽協会への法定検査依頼書（写）